

令和元年 5 月 8 日

## 消費者ネット広島と株式会社 Dstyle との間の裁判上の和解について

適格消費者団体である特定非営利活動法人消費者ネット広島（以下「原告」という。）から、消費者契約法第 23 条第 4 項第 7 号の規定による報告があったので、同法第 39 条第 1 項の規定に基づき、下記の事項を公表する。

### 記

#### 1. 裁判上の和解の概要

##### (1) 事案の概要

本件は、原告が、インターネット、携帯電話等の通信システムを利用したオークション及びショッピングモールの開設、管理及び運営並びにこれらに関するコンサルティング業務等を業とする株式会社 Dstyle（以下「被告」という。）に対し、下記表示について①から③までの事項を求めた事案である（平成 30 年 9 月 7 日付けで広島地方裁判所に対して訴訟を提起）。

「初月から 60 万円以上稼ぐ方もいるので、やる気次第でどんどん収入を膨らませることが可能です。今年もすでに 50 名の方に取り組んで頂き平均月収が 10 万円と嬉しい結果となりました」

- ① 上記表示が不当景品類及び不当表示防止法第 30 条第 1 項第 1 号<sup>(※1)</sup>に規定する優良誤認表示に該当するため、被告は、その運営するウェブページから、当該表示を削除すること。
- ② 消費者契約法第 4 条第 1 項第 1 号に規定する不実告知又は同第 2 号<sup>(※2)</sup>に規定する断定的判断の提供に該当するため、被告は、消費者との間で、その所定のコンサルティング業務に関する契約を締結するに際し、上記表示に係る事実を告知してはならないこと。
- ③ 被告は、その従業員に対し、その所定のコンサルティング業務に関する契約を締結するに際し、上記表示に係る事実を告知して勧誘を行ってはならないことを指示すること。

(※1) 不当景品類及び不当表示防止法

第三十条 消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）第二条第四項に規定する適格消費者団体（以下この条及び第四十一条において単に「適格消費者団体」という。）は、事業者が、不特定かつ多数の一般消費者に対して次の各号に掲げる行為を現に行い又は行うおそれがあるときは、当該事業者に対し、当該行為の停止若しくは予防又は当該行為が当該各号に規定する表示をしたものである旨の周知その他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとることを請求することができる。

一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると誤認される表示をすること。

二 〔略〕

2・3 〔略〕

(※2) 消費者契約法

（消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消し）

第四条 消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、当該消費者に対して次の各号に掲げる行為をしたことにより当該各号に定める誤認をし、それによって当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。

一 重要事項について事実と異なることを告げること。当該告げられた内容が事実であるとの誤認

二 物品、権利、役務その他の当該消費者契約の目的となるものに関し、将来におけるその価額、将来において当該消費者が受け取るべき金額その他の将来における変動が不確実な事項につき断定的判断を提供すること。当該提供された断定的判断の内容が確実であるとの誤認

2～6 〔略〕

注) 上記の訴えが提起された日現在の規定

## (2) 結果

平成31年2月12日、原告と被告との間で、別添の和解条項を内容とする裁判上の和解が成立した。

## 2. 適格消費者団体の名称

特定非営利活動法人消費者ネット広島（法人番号 5240005002780）

## 3. 事業者等の氏名又は名称

株式会社 Dstyle（法人番号 9290001065121）

## 4. 当該事案に関する改善措置情報<sup>(※)</sup>の概要

なし

(※) 改善措置情報とは、差止請求に係る相手方から、差止請求に係る相手方の行為の停止若しくは予防又は当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとった旨の連絡を受けた場合におけるその内容及び実施時期に係る情報のことをいう（消費者契約法施行規則第

14 条、第 28 条参照)。

以上

**【本件に関する問合せ先】**

消費者庁消費者制度課 電話：03-3507-9165

URL：[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_system/index.html](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/index.html)

和解条項

- 1 被告は、原告に対し、被告が消費者を対象として行うウェブサイト上の電子広告、テレビ・新聞・雑誌の広告、チラシ、パンフレット等の媒体の如何を問わない表示・広告の一切及びその他の説明資料の上で、別紙表示内容目録記載の表示及びその内容が同目録記載の表示と同趣旨の表示を今後一切行わないことを確約する。
- 2 被告は、原告に対し、消費者との間で、その所定のコンサルティング業務に関する契約を締結するに際し、別紙表示内容目録記載の事実及びその内容が同目録記載の表示と同趣旨の事実を内容とする意思表示を今後一切行わないことを確約する。
- 3 被告は、原告に対し、被告の従業員（被告の取締役、被告の代理店を含む。）に対して第1項及び第2項の趣旨に沿った業務を行うように適切な指導、研修を行う等必要な措置を講ずることを確約する。
- 4 被告は、原告に対し、被告が今後消費者との間で契約を締結するに当たり、消費者契約法、不当景品類及び不当表示防止法等関連する消費者保護法令の趣旨を踏まえて、これらの法令に違反しないことを確約する。
- 5 原告及び被告は、本和解条項に定めるもののほか、他に何らの事項についても合意していないことを相互に確認する。
- 6 原告は、その余の本件請求を放棄する。
- 7 訴訟費用は各自の負担とする。

以上

表 示 内 容 目 録

「初月から60万以上稼ぐ方もいるので、やる気次第でどんどん収入を膨らます事が可能です。今年もすでに50名の方に取り組んで頂き平均月収が10万円と嬉しい結果となりました」